

第15回 政策評価に関する有識者会議 労働WGにおけるご意見等への対応状況

総数:	44	【A】対応	18	40.9%
		【B】今後検討	11	25.0%
		【C】対応困難	15	34.1%
		【D】事実関係の照会等	0	0.0%

【A】対応

類型	施策番号	項目数	主な対応内容
A1	令和6年度事前分析表で対応予定	15	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A2	その他	3	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討	11
【C】対応困難	15
【D】事実関係の照会、見解を問うもの等	0

※ 1つの意見が複数の検討に派生した項目等があることから意見の数と対応状況の総数は一致していない。

第15回 政策評価に関する有識者会議 労働WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	WG開催後の対応状況	
					対応区分	具体的な対応状況
施策目標Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること						
1	玄田委員	Ⅲ-3-2	全体	<ul style="list-style-type: none"> 実績値が目標値を恒常的に上回っているものは、目標値を見直すか、目標値を維持するのであれば、明確な理由を記載いただきたい。 	対応	<p>○(測定指標1)番号2にて回答させていただく。</p> <p>○(測定指標4)目標値(90%)について、入居者からのニーズは多岐に渡り、サービスに対する評価は自ずと厳しくなるものと考えられ、施設運営においては相当の努力が不可欠であること、またこうした中でこれまでの実績が概ね90%台前半であることを踏まえると、目標値は妥当な数値であると考えます。</p> <p>○(測定指標5)就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要することから、例年の実績に沿った目標値を設定している。実績値が目標値を恒常的に上回っているものの大幅に超過しているものではないため、目標値設定は妥当であると考えます。</p> <p>○(測定指標6)着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であることから300件以上の増加を目標値として設定しているが、実績値が目標値を恒常的に上回っているものの目標値に近似しているため、目標値設定は妥当であると考えます。</p> <p>○上記の目標値を維持する理由を、令和6年度の事前分析表の「目標値の設定の根拠」欄に記載した。</p>
2	村上委員	Ⅲ-3-2	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 目標値は80%であるが、実績値はこの間10ポイント以上増えており、もう少し目標値を高く設定することはできないか。 	対応困難	<p>医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念がある。中期目標と同率の80%以上としているのは、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値として目標を設定しているためである。</p>
3	皆川委員	Ⅲ-3-2	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1(医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合)について、職場に復帰可能と自宅に復帰可能とでは程度の差があるのではないか。細かい指標というの考えられないか。 	対応困難	<p>(独)労働者健康安全機構では、重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターの効率的な運営に努めており、「医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの退院患者の割合」を従前から中期目標の指標として掲げているところである。職場復帰の割合及び自宅復帰の割合については、それぞれ算出することは可能であるが、それぞれの割合を指標として設定することで、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねないため、指標として設定することが適切ではないと考える。</p>
4	岩佐委員	Ⅲ-3-2	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 本来治療を継続すべき人が退院した場合も肯定的な評価になったり、この数値だけが一人歩きした目標となってしまう危険はないか。 	対応	<p>本来治療を継続する必要がある患者については、分母に計上していない。なお、その旨、「測定指標の選定理由」欄に明記した。</p>
5	新田委員代理	Ⅲ-3-2	測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 実績値の「80%」は概数とのことだが、他の指標と同じく、コンマパーセントの数字まで出してください。 	対応	<p>対応した。</p>
6	新田委員代理 岩佐委員	Ⅲ-3-2	測定指標2	<p>測定指標2について、1か月の標準処理期間内に処理できなかったものについて、その具体的な理由をどのように分析し、どのように対応しているのか。</p>	対応	<p>処理期間は、受付時点から起算している。申請書の記載に不備のあった場合には郵送により修正依頼の応答を必要とすることがあり、そのために標準処理期間を超過してしまうことがある。窓口で書き方の丁寧な説明等の徹底により一層取り組み、迅速な処理を目指す。</p>

7	岩佐委員	Ⅲ-3-2	達成目標1	<ul style="list-style-type: none"> 必要な当事者にアフターケア手帳が迅速に行き渡り、かつ一定満足のいきりハビリ等の支援を受けることができているかという点を、数値化して検討することはできないか。 	対応困難	<p>アフターケアは怪我や病気が治り、労災保険の給付が終了した後も、経過観察や後遺症状の現状維持という観点から、必要最低限の診察や検査、投薬等の措置を行っているものである。治療行為が必要となった場合は、再発として療養(補償)等給付の対象となるもので、アフターケアの措置の内容等についての「満足度」は、アフターケアによって「被災労働者等の円滑な社会復帰を促進する」という達成目標の測定指標にはそぐわないと考えている。</p> <p>アフターケア制度に関しては、必要となる被災者に対して確実に制度を周知し、迅速・適切にアフターケアの適用を行っていくことが重要であり、その点に関しては、アフターケアの対象となり得る被災者については労災保険の給付が終了する時点で主治医等から意見を徴し、必要と認められた者にはアフターケア手帳の交付をしているため、アフターケア制度の趣旨に基づく支援が実施できているものと考えている。</p>
8	玄田委員	Ⅲ-3-2	達成目標1の測定指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 社会復帰促進事業の主な事業である「義肢・車椅子等の購入費用等の支給」についても何らか測定指標を設定できないか。 	対応	<p>ご指摘をふまえ、義肢等補装具の購入等に係る申請等に関する指標を新たに参考指標として設定し、進捗状況を継続的に確認することとした。</p>
9	岩佐委員	Ⅲ-3-2	測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 労災特別介護施設の入居者に対しアンケートを取り、その満足度を確認すること自体は重要だが、毎年93%以上の方が満足しているのであれば、大まかに目標は達成されているのであり、むしろ、「不満」といった回答にはどのようなものがあるのか、そのうち対応を改善する上で必要と考えられる指摘を分析するという作業が有益ではないか。 	対応	<p>アンケートについては設問ごとに個別の意見を記載する欄があり、いただいた個別の意見は設問毎にとりまとめ、満足いただけていない原因について分析した上で、改善できるものについて改善に取り組んでいるところである。御指摘を踏まえ、引き続き満足いただけていない原因の分析及び改善に取り組んでいく。</p> <p>改善した例としては、食事について不満という意見があったことを踏まえ、令和5年度より給食業者の選定にあたって、価格以外の面(食事内容や盛付等)についても考慮している。</p>
10	皆川委員	Ⅲ-3-2	測定指標6	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険指定医療機関数の指標について、全国的なバランス(人口あたり等)で数が増えることは望ましいが、例えば都会や人口の多い所だけ増え、地方は、ということだと、若干バランスとして問題がある。参考指標でもよいので、地域的なバランスを確認できる指標を設定できないか検討いただきたい。 	対応	<p>各都道府県の医療機関に労災指定医療機関が占める割合を、新たに参考指標として設定した。</p>

施策目標Ⅳ-1-1 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること

11	岩佐委員	Ⅳ-1-1	達成目標1の指標	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標1との関係で、指標1(是正割合)が最初にくるのは違和感がある。指標としては大き過ぎるかもしれないが、基本は指標4(25~44歳の女性就業率)と指標5(民間企業の課長相当職に占める女性割合)を前に持ってきて指標1とすべきではないか。 	対応	<p>ご指摘を踏まえ、指標4(25~44歳の女性就業率)及び5(民間企業の課長相当職に占める女性割合)を指標1、2に入れ替えた。女性の就業率・課長相当職に占める女性割合ともに一義的には企業の自主努力により達成されるもので行政側の目標にはそぐわないため、主要な測定指標は「ハラスメント防止対策を措置するよう行政指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合(アウトカム)」を設定することとする。</p>
12	村上委員	Ⅳ-1-1	達成目標1測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標1については、課題として「パワハラ・セクハラについても社会問題として顕在化している」とあり、パワハラに関する労働局での相談件数も5万件超ある。測定指標1の是正割合については、均等法のみとなっているが、均等法だけではなく、労働施策総合推進法や育児・介護休業法のハラスメントに関する内容も入れることを検討してはどうか。 	対応	<p>委員ご指摘を踏まえ、「ハラスメント防止対策を措置するよう行政指導された事業所のうち、措置を講じた事業所割合(年度内)」に目標を変更した。「措置を講じた事業所割合」とは「是正した事業所割合」の意である。</p> <p>なお、従前の目標「男女雇用機会均等法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合(年度内)」には、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメントの是正割合も含まれており、従前の目標と今般の目標は、内容が一部重複することになることから、新たに1本、目標を立てるのではなく、目標を変更することとしたことをご承知おきいただきたい。</p>
13	松浦委員	Ⅳ-1-1	測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2(常用労働者数300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数)については、届出が義務である101人以上と、努力義務である100人以下で意味合いが異なるため、区分する必要があるのではないか。 	対応	<p>ご指摘を踏まえ、義務企業(常用労働者数101人以上企業)は行動計画の策定が法律上当然であり、かつほぼすでに達成している状況であることから目標としがたいため、測定指標を努力義務企業(常用労働者数100人以下企業)における届出件数に修正した。</p>
14	村上委員	Ⅳ-1-1	測定指標3	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進企業データベース」について、もう少し中身を見ていくことも必要。例えば、男女の賃金の差異について企業の取組状況の公表が義務付けられたが、これにどのように取り組んでいるのかについても、指標として追加することを検討いただきたい。その際、賃金の差異については、公表した後で、各社が現状をどのように分析して、どんな課題があって、どうやって是正していくのかということが重要であるため、厚生労働省として活用を推奨している任意の説明欄の活用割合も指標とすることも考えられるのではないか。 	対応困難	<p>男女賃金差の縮小は企業自身の自主努力により達成されるものであり、行政からは賃金差異の公表義務が果たされていない場合に公表を求めていくものにとどまるため、男女の賃金差異の縮小率を測定目標にすることはなじまない。また、任意の説明欄については、対象期間、賃金から除外した手当の名称、パート労働者を正規雇用労働者の労働時間をもとにした人員換算した旨の記載等の注釈に活用されているケースが大半で各社の課題・是正に向けた取組内容が記載されているものを抽出することは困難であるため、対応困難であるが、委員指摘を踏まえ、企業が女性の活躍推進に取り組んだ結果、その実施状況が優良である場合に受けられるえるばし認定を指標とした。</p>

15	村上委員	IV-1-1	達成目標2に係る指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 共働き、共育という観点からは、育休だけではなく、男性が日常的に家事・育児をどの程度分担しているのかも重要。日本の男性の無償労働の時間数が圧倒的に低いということは国際的に見ても言われており、そうした要因が男性の長時間労働にあるとすれば、過労死等防止対策大綱などでも週労働時間60時間以上の雇用者の割合も目標になっているので、そういったことも参考に、何か数値を指標に追加することも考えられるのではないかと。 	対応	男性の長時間労働の是正は重要であると認識している。ご指摘を踏まえ、施策目標(Ⅲ-1-1:労働条件の確保・改善を図ること)において測定指標として取り上げている、「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合」(男女計)(労働力調査)を参考指標として盛り込むこととする。
16	新田委員代理	IV-1-1	達成目標2に係る測定指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標2には、仕事と育児・介護の両立とあり、介護の問題も含んでいるが、測定指標には介護に関するものが設定されていない。今後、介護の問題も重要になるので、介護に関する測定指標の設定を検討いただきたい。 介護保険制度や利用方法について労働者の認知・理解が進んでいない、浸透していないという指摘もあるので、例えば、厚生労働省として、介護保険や育児法による両立支援制度の周知に取り組み、その認知度を確保するといったこともあるのではないかと。 		
17	岩佐委員	IV-1-1	達成目標2に係る測定指標の追加	<ul style="list-style-type: none"> 介護との両立について測定指標が設けられていないので、何らかの指標を設定すべき。 育児休業とは異なり、そもそも介護休業の取得数が非常に少なく、その中で男性の取得率が女性と比べて少ない状況のため、介護休業の取得数そのものを増やすことを指標とすべき。育児休業と違い、介護休業を取得する者の年齢は40～50代等のため介護休業を取ることがそもそも困難、例えば、管理職のポストが少ない中で人減らしの対象になりやすい年齢、との指摘もあり、育児休業とは違う配慮が必要なのかもしれないが、本来、育児も介護も、家族だけが抱えるのではなく、仕事を一定制限し、社会的な資源を利用して対応すべきなので、意識の変革も含め、介護休業を取りやすくする、実数を増やしていくことが必要。 	対応困難	現時点では、定期的に使用できるデータがないため、指標として盛り込むことは困難である。
18	岩佐委員	IV-1-1	達成目標3	<ul style="list-style-type: none"> 自営型テレワークについて、ガイドライン等の支援する仕組みがあることを周知し、「Home Worker's Web」のアクセス数やe-ラーニングの受講数そのものを増加させていくことが重要。弁護士会や司法書士会、行政書士会にもこのようなページの存在を広報することで、専門職もきめ細やかな行政の対応やガイドラインを知ることができ、トラブルに巻き込まれている人の救済につながる面があるのではないかと。 	対応	ご指摘頂いたことを踏まえて、今後も効果的な周知を行って参りたい。
19	玄田委員	IV-1-1	達成目標3	<ul style="list-style-type: none"> 自営型テレワーク固有の様々なトラブルがどの程度発生しているかにより、相談の内容や件数も違って来る可能性があるため、トラブルの発生状況やその内容なども、測定指標や参考指標として検討いただきたい。 	対応困難	自営型テレワークの事業では、ガイドラインの周知を行っているところであり、調査や相談事業は行っていないところ、自営型テレワーク固有のトラブルの発生状況やその内容について測定指標又は参考指標として適当なものがないため、追加することは困難である。
20	村上委員	IV-1-1	達成目標3	<ul style="list-style-type: none"> 「フリーランス・トラブル110番」について、相談件数も増加傾向にあるということであれば、参考指標に相談件数も入れていただきたい。 	対応	ご指摘を踏まえ、新たに参考指標として相談件数を設定した。
21	皆川委員	IV-1-1	達成目標3	<ul style="list-style-type: none"> 今後、フリーランス全般を念頭に置いて、例えば、ハラスメントへの対応や委託する事業主への対応、育児・介護への配慮といったところについて、どういった施策を推し進めていくかという目標も、検討いただきたい。 	今後検討	フリーランス法は令和6年11月の施行であり現時点で施行されていないため、令和6年度中の目標設定は厳しいものであるが、令和6年度の実績等を参照しつつ、ご指摘を踏まえて検討してまいりたい。
施策目標IV-3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること						
22	村上委員	IV-3-2	達成目標1 測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 中退共での新規加入被共済者数の目標について、(令和5～9年度までの累積目標として165万人としているが、目標値の設定の根拠のところでは、)令和5～9年度までの各年度の目標は年々減少しており、もう少し高い目標を設定するべきではないかと。 中退共は別で積み立てられているため倒産等の場合でも、確実に労働者の手に入るというところも魅力・メリットの1つでもある。是非そういった点で制度の周知・普及に努めていただきたい。 	対応困難	当該目標については、独立行政法人における中期目標として労働需給要因、長期的トレンド等を踏まえ設定したものであるため当該目標に沿って取り組んでまいりたい。 当該目標を達成することができるようご指摘の中退共のメリットを伝える点を含め引き続き制度の周知・普及に努めてまいりたい。
23	新田委員代理	IV-3-2	測定指標2	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標2の普及推進員の加入勧奨の成果として、新規加入事業所が幾つぐらいなのか参考情報として知りたい。 	対応	ご指摘の情報について、参考情報として事前分析表に記載する。

24	玄田委員	IV-3-2	達成目標1	・ 特定業種退職金共済制度について、昨今、建設業は常に人手不足等の中、福利厚生として一定の意味があると思うが、本制度について目標や課題は設定しなくてよいのか。	対応困難	特定業種退職金共済制度については、財政検証を労働政策審議会で実施(今年度予定)することになっているため、その中で在り方の検討等も含めて議論させていただく予定である。 なお、特定業種退職金共済制度における目標についても一般の中小企業退職金共済制度と同様に、独立行政法人における中期目標において新規加入者数等の目標を設定している。
25	皆川委員	IV-3-2	達成目標2	・ 勤労者財産形成促進制度に関するアンケート調査(どういった点に魅力を感じるか、どういった点で本制度を選んだか等)などの取組を行い、更なる利用促進に向け本制度で何ができるか政策的に検討し、将来的に参考指標に挙げていただきたい。	今後検討	利用者だけでなく、財形の商品を取り扱う金融機関側の意見も確認しながら、今後更なる制度改善につなげるための必要な情報を収集していきたいと考えている。
26	村上委員	IV-3-2	達成目標2	・ 勤労者財産形成促進制度の魅力は天引きで積み立てられることや、非常にローリスクかつ安定して自動的に財産形成できること。NISAか財形かということではなく両方必要と思うので、そういったところも周知に当たりPRしていただきたい。	今後検討	「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和6年3月15日閣議決定)」において、「資産形成の方法は「貯蓄」と「投資」に大別されるが、それぞれの金融商品の特性に留意しつつ、これらの組合せを検討していくことが重要である」と記載されており、その中で財形は、「資産形成を始める際の重要な選択肢」として位置づけられていることから、それも踏まえて、改めて財形をPRしていきたいと考えている。
27	岩佐委員	IV-3-2	達成目標2 測定指標3	・ 勤労者財産形成促進制度について、労働者のチョイスとして、このような形態での貯蓄形成が可能な制度を国が準備することは恐らく良いことと思うが、制度利用件数が伸びること自体を施策の目標にするのがよいのかどうかは正直よく分からない。どのような形で財産を形成するかは、本来は、労働者が選択することではないかと思う。	今後検討	貯蓄と投資のそれぞれのメリットの情報を正確に発信して、その上で労働者に財形も選んでもらえるように、PRしていきたいと考えている。
28	玄田委員	IV-3-2	達成目標2	・ 勤労者財産形成促進制度の利用件数は累積として減っているが、本制度の今後を考える上では、累積数だけではなく、制度導入企業がどういう目的で導入しているかということ把握することが重要ではないか。	今後検討	財形を導入した企業がどういう目的で導入したのかということについては、今後とも把握していきたいと考えている。
施策目標V-5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること						
29	村上委員 岩佐委員	V-5-1	達成目標1	・ 求職者支援訓練を経た就職後の職場定着率を参考指標に設定できないか。	対応困難	求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であることから、この制度目的が達成できているか確認するため、安定した雇用が見込まれる雇用保険適用就職率を測定指標として設定しているところである。また、職業訓練のアウトカム指標等として定着率を設定することは、職場の人間関係や労働条件の問題、家庭の事情等など離職理由は様々であり、一義的には馴染まない(訓練効果とは関連性が低い)ものと考えている。
30	村上委員	V-5-1	達成目標1 測定指標2	・ 求職者支援制度について、その満足度(測定指標2)に加え、制度としての役割を高めることにつながるような指標を検討してはどうか。	今後検討	令和5年度に実施した利用者アンケート調査では調査期間を令和6年2月8日から令和6年3月29日として、調査を実施しており、令和6年2月7日(第15回政策評価に関する有識者会議労働WG当日)にご指摘いただいた内容を把握できるアンケート内容することができなかったところ。 ご指摘を踏まえ、次回利用者アンケート調査においては、調査内容等の見直し及び指標の再検討を行ってまいります。
31	新田委員 代理	V-5-1	測定指標2	・ 求職者支援訓練について、訓練ごとの満足度の差や動きも分析し、満足度が低かった訓練の修了者の意見を把握し、メニューの新設・拡充・廃止等に活かしていくことが重要なので分析等を進めていただきたい。	今後検討	令和5年度に実施した利用者アンケート調査では調査期間を令和6年2月8日から令和6年3月29日として、調査を実施しており、令和6年2月7日(第15回政策評価に関する有識者会議労働WG当日)にご指摘いただいた内容を把握できるアンケート内容とすることができなかったところ。 そのため、次回利用者アンケート調査において、不満足との意見分析ができるようアンケート調査の実施内容等について、引き続き検討してまいります。
32	岩佐委員	V-5-1	測定指標2	・ 測定指標2(求職者支援訓練修了者における満足度)については、実績値が高い数値となっているため、不満足との意見等を分析・参考にして改善点を検討する段階にあるのではないか。	今後検討	令和5年度に実施した利用者アンケート調査では調査期間を令和6年2月8日から令和6年3月29日として、調査を実施しており、令和6年2月7日(第15回政策評価に関する有識者会議労働WG当日)にご指摘いただいた内容を把握できるアンケート内容とすることができなかったところ。 そのため、次回利用者アンケート調査において、不満足との意見分析ができるようアンケート調査の実施内容等について、引き続き検討してまいります。

33	村上委員	V-5-1	達成目標2	<ul style="list-style-type: none"> 求職者支援訓練コースの設定には地域的な偏在もあるときいており、地方においても求職者が希望する訓練が受けられるような、何らか地域偏在を解消できるような取組に関する指標も検討していただきたい。 	対応困難	<p>地域偏在については、都道府県に委託して実施する訓練などの公的職業訓練全体との兼ね合い等を含め、地域職業能力開発協議会で地域の関係者・関係機関の意見を聴取して、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練を設定しているところであり、設定コース数は一概に増えればいいというものではないため、測定指標としては適さないものの、その状況を知ることは雇用保険を受給できない求職者に対する、職業訓練の実施による職業能力開発の機会の確保の現状把握に資すると考えられるため、求職者支援訓練設定コース数を参考指標5(アウトプット)として既に設定しているところである。</p> <p>加えて、地域的な偏在の解消に資する取組として、デジタル分野の訓練コースに係る奨励金の加算措置等により、地域におけるデジタル分野コースの設定促進をしているところであり、番号34の対応を含め、デジタル分野の設定コース数を新たに参考指標6(アウトプット)として設定することとした(なお、地域偏在の直接的な指標ではないことから対応区分は対応困難とした)。</p>
34	玄田委員	V-5-1	達成目標2	<ul style="list-style-type: none"> 求職者支援訓練のうちデジタル分野のコースについては、非常に関心が高く、国全体の施策とも関わるため、デジタルコースに特化して日本全体での普及状況や地域の取組状況について、指標等の中で検討してはどうか。 	対応	<p>デジタル分野の訓練コースに係る奨励金の加算措置等により、地域におけるデジタル分野コースの設定促進をしているところであり、デジタル分野の設定コース数を新たに参考指標6(アウトプット)として設定することとした。</p>
35	皆川委員	V-5-1	測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> 求職者支援訓練受講者数の令和6年度の目標値について、令和5年度と比べて傾向から少し低く設定されているが、令和3年度から4年度に上がった要因が何かあれば、それも踏まえ、場合によっては令和6年度目標値を横ばい又は高めに設定する等、そういった目標設定の立て方もあるかと思うが、いかがか。 	対応困難	<p>予算額と密接にリンクするため、求職者支援訓練受講者数の令和6年度の目標値について、見直しは困難である。なお、令和3、4年度における職業訓練受講給付金の特例措置や雇用保険の訓練延長給付の影響、令和5年度における求職者支援訓練受講者数の伸び率等を踏まえて設定しているため、その旨を「目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄に追記した。</p>
36	玄田委員	V-5-1	達成目標2	<ul style="list-style-type: none"> 求職者支援制度は、期待も高く第二のセーフティネットとして非常に重要な制度として始まったが、令和4年度においては予算額と執行額には100億円の差があり、制度として成功していないのでは、無駄では、となり大きな問題であるため、詳細な検討が必要。アウトカムを目標に持つことは勿論大事だが、その結果が全てではなく、行政はプロセスなので、(これまで行った取組について)何の効果があって何の効果がなかったかということを検証し、制度の必要性について、より国民に理解を得られるようなデータや説明を加えるべき。コロナ禍で講じた要件緩和による効果などの分析をしていたはずだが、その記載が(この事前分析表において)全く無いのは不十分であり説明責任を果たしていない。 	対応	<p>ご指摘をふまえ、達成手段1、2の「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄に、令和3・4年度に行った特例措置の内容とその成果等について追記した。</p>
施策目標VI-2-2 障害者等の職業能力開発を推進すること						
37	新田委員代理	VI-2-2	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1(障害者職業能力開発校の修了者における就職率)について、障害者基本計画に定められた70%という数値にとらわれることなく、目標の上方修正も視野に入れながら、取組を維持・強化していただきたい。 	対応困難	<p>直近で目標値を達成した年度が令和4年度のみであること、また、求職障害者の重度化・多様化が進み、より対応の困難な障害者に対する支援が求められる中、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に応じた職業訓練を行っていることから就職率70%を達成するための質的な困難度は年々高まっている状況にある。そのため、現行の就職率70%を引き続き達成できるよう事業を実施して参りたい。</p>
38	村上委員	VI-2-2	測定指標1・3	<ul style="list-style-type: none"> 就職率については、別途、参考指標として障害種別ごとの数値も示し、障害種別・特性に応じた分析や改善につなげていくことも考えられるのではないか。 	対応困難	<p>障害種別に応じた支援策が必要である一方で、訓練受講者の中には複数の障害のある方がいること、また、年齢層やこれまでの離職職歴など障害種別以外にも就職に影響する要素があることから、障害種別の就職率を測定指標とすることは困難である。</p>
39	村上委員	VI-2-2	達成目標1・2	<ul style="list-style-type: none"> 障害種別ごとの定着率を参考指標とし、障害特性に応じて定着の阻害要因を分析し、訓練内容への反映につなげていくことも考えられるのではないか。 	今後検討	<p>就職後の定着については、就職後の職場環境等における様々な要因により離職が発生し得ることから、職業訓練を評価する指標としては、一義的になじまないものと思われるが、今後、訓練後の定着状況を参考情報として記載できるよう検討する。</p>
40	岩佐委員	VI-2-2	達成目標1・2	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練後の定着率が分かれば知りたい。 		
41	松浦委員	VI-2-2	達成目標1・2	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用率に関する規制が強化される中で、雇用率達成が目的化し、能力開発の成果が必ずしも活かされていない就業の場しか用意されないケースもあると聞くところであり、職業訓練後の就業の質をウォッチすることも大切。就業後の定着率・満足度などを指標に加えることについても検討すべきではないか。 		

42	玄田委員	VI-2-2	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の能力開発にあたっては、全体の数値だけではなく、障害種別(特に精神障害)や年齢構成の問題も無視できないため、これらに目配りした参考指標の設定など、説明や情報提供の仕方を検討いただきたい。 	対応	ご指摘を踏まえ、「施策を取り巻く現状」欄に障害種別及び年齢構成を参考情報として追記した。
43	岩佐委員	VI-2-2	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値化しにくいかもしれないが、職業能力開発校や委託訓練を修了し、就職した者・就職できなかった者に対する支援(アフターフォロー)の体制について知りたい。 	対応困難	訓練を修了した障害者のアフターフォローについては、ハローワークを始め、就業・生活支援センターや地方障害者職業センター、障害福祉サービス等、各種関係機関がそれぞれ取組を行っており、職業訓練は基本的に就職の前段階までの施策であることから、指標化・数値化は困難である。
44	皆川委員	VI-2-2	測定指標4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託訓練の受講者数について、実績値は横ばい～若干増加傾向にあるものの、目標値には達していないところ、その要因は、法定雇用率の引き上げに伴い訓練を経ずに就職する者の増加、委託訓練の受入れ先の状況等にあるとのことであるが、今後、受講希望者や委託訓練の受入れ先の状況等を分析し、目標値を設定いただきたい。 	対応	ご指摘を踏まえ、「目標値の設定の根拠」欄に目標設定の見直しについて追記した。

第32回政策評価に関する有識者会議における「第14回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」における回答への再意見への対応状況(労働WG分)

1	村上委員	「第14回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号2【施策目標Ⅲ-3-1】	達成目標2	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ背景理由は異なるものの、所要日数を測定指標、審査件数を参考指標に設定することは難しい旨の回答が示された。 ・ しかし、「達成目標2 給付金法に基づく給付金等の円滑な支給」においては、測定指標自体が設定されておらず、仮に参考指標の追加すら難しいのであれば、政策評価の項目としてふさわしいのか疑問がある。次回以降、別の目標設定をすべきと考える。 <p>(参考:「第14回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号2)</p> <p>【ご意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標2は測定指標がないので施策の評価が困難。何らかの数値目標の設定を検討いただきたい。 ・ 例えば、申請から給付までの標準的な所要日数を定めその短縮に取り組むなどの指標を検討いただきたい。参考指標として、支給件数に加えて請求件数についても掲載するということもあり得ると考える。 <p>【回答】(対応区分: 対応困難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金請求については、受け付けた請求書の不備返戻や請求内容で不明な事項について請求者や代理人、関係者への問い合わせを行っている。請求者等の方々が資料の準備ができ次第、認定審査会において審査を順次していくという流れになっている。請求から支給までに要する期間は個別事案ごとにより異なってくるので、一概に所要日数を測定指標として設定するのは難しいと考えている。 ・ 請求件数で測定するという点について、労災支給決定を受けている方からの請求とそうでない方からの請求(通常請求)では審査に要する期間がかなり異なるため、一律に請求件数に対する審査件数を測定指標に設定することは難しいと考えている。 	対応	ご指摘を踏まえ、測定指標として、労災認定に基づく請求件数のうち6月以内に支給決定等を行った件数の割合を令和6年度事前分析表において設定する予定である。
2	村上委員	「第14回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号12【施策目標Ⅵ-1-3】	測定指標1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題のある実習実施者や監理団体には何度も訪問する場合もあると認識しており、単純に実地検査数だけで評価することは難しいのではないかと。測定指標とするのが難しいとしても、実地検査は技能実習制度の適正な運用確保において重要な役割を担うことから、当年において本来実地検査の対象となる実習実施者数および監理団体数と、実際に実地検査を行った実習実施者数と監理団体数は参考指標とすることを検討いただきたい。 <p>(参考:「第14回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況」整理番号12)</p> <p>【ご意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習実施者への実地検査は法律上3年に1回実施することになっていることから、これを踏まえて目標値を設定すべき。 <p>【回答】(対応区分: 対応困難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指標は、実習実施者数が年度毎に大きく変動する年もあることから、年度毎の目標値がばらつくことを抑えるために過去複数年の実績をもとに平均値を算出して目標値としているものであり、引き続き同様の算出方法により目標値を設定させていただきたい。 	対応	年度において実地検査の対象として計画する実習実施者数及び監理団体数並びに、実際に実地検査を行った実習実施者数及び監理団体数について、参考指標としてお示しすることは可能であるため、令和6年度事前分析表に追加予定である。